

障がい者福祉課 からのお知らせ

障がい者福祉課 27-7331 27-7336
 吉田・大滝 72-6082 大滝 55-0865
 荒川 54-2116

障がい者のための 福祉手当・ 福祉医療費

①～⑤の手当、医療費につきま
しては、すでに受給されている
方は、申請の必要はありません。

①特別児童扶養手当

対象 一定の障がい(※)がある
20歳未満の子どもを育てている方
※特別児童扶養手当認定診断書に
より一定の障がいがあると認め
られた方(おおむね身体障害者
手帳1級～3級、療育手帳A、
A、Bをお持ちの方)ただし、
同居の家族に一定以上の所得が
ある場合は支給停止
手当額 (平成30年度から)
1級 月額51,700円
(+250円)
2級 月額34,430円
(+160円)

②在宅重度心身障害者手当

・対象児童が児童福祉施設等に入
所している場合は受け取れません。
対象 次のどちらかに該当する方
I 在宅で生活している市・県民税
非課税の方で、身体障害者手帳
1級・2級、療育手帳A・A、
精神障害者保健福祉手帳1級の
いずれかをお持ちの方。

II 20歳未満で医療的ケアを必要と
する方で、身体障害者手帳1級
または2級と療育手帳Aまたは
Aを重複してお持ちの方(他の
手当を受けていても対象)
手当額 月5,000円

③障害児福祉手当

対象 障がいがあるため、常時
介護が必要な20歳未満の方
※本人または扶養義務者に一定以
上の所得がある場合は、一定期
間支給停止
手当額 (平成30年度から)
月額14,650円(+70円)

④特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当する、
在宅で生活している20歳以上の方
・国民年金法1級程度の障がい
2つ以上ある方
・国民年金法1級程度の障がい
1つあり、さらに国民年金法2
級程度の障がい
2つ以上ある方
・肢体不自由で、国民年金法1級
程度の障がいがあり、日常生活
において常時特別な介護が必要
な方

⑤重度心身障害者医療費

対象 次のいずれかに該当する方
・身体障害者手帳1級～3級をお
持ちの方
・療育手帳A、A、Bをお持ちの方
・精神障害者保険福祉手帳1級を
お持ちの方
・65歳以上で高齢者の医療の確保
に関する法律の「障害認定」を
受けた方

在宅重度心身障害者 自動車等燃料費補助金

※次の方は受けられません。
・65歳以上で新たに手帳取得され
た方(更新により新たに該当要
件を満たさなくなった方を含む)

対象 市内在住で、本人または

同居かつ同一生計の親族所有の自
動車を自ら運転している、次の
いずれかに該当する方
①身体障害者手帳1級、2級、3
級をお持ちの方
②身体障害者手帳1級、2級、3
級をお持ちの視覚障がい者と同
居し同一生計で、移動支援を
行っている方
③療育手帳A、A、Bをお持ちの方
④療育手帳A、A、Bをお持ちの
知的障がい者と同居し同一生計
で、移動支援を行っている方
⑤精神障害者保健福祉手帳1級を
お持ちの方

補助額

使用燃料1ℓにつき50円
(1か月の補助対象限度量…自動
車20ℓ、バイク5ℓ)
請求期間 前期分(3月～8月)は
9月10日(月)まで、後期分(9月～
平成31年2月)は平成31年3月10
日(日)(土・日・祝日をのぞく)ま
でに申請してください。

申請方法

新規申請の方は次の書類
を持って窓口へお越しください。
①各種障害者手帳
②運転免許証
③自動車検査証または標識交付証
明書

④印鑑

※補助金の受給資格は、認定され
た月から発生します。

難病患者通院交通費補助金

対象 特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方、または慢性腎不全のため人工透析を行っている方、市外の病院等に通院している方（吉田地区、大滝地区、荒川地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も対象）
※自動車等燃料費補助金を受給されている方、生活サポート事業を利用されている方は対象外

補助額 電車またはバスを利用した場合、運賃の2分の1の額
自家用車を利用した場合、通院にかかる距離1kmあたり4円

請求期間 4月～7月分は8月10日（金）までに、8月～11月分は12月10日（月）までに、12月～3月分は平成31年4月10日（水）までに提出

申請方法 次の書類を持って窓口へお越しください。

- ① 各種医療受給者証または特定疾病療養受療証
- ② 医療機関発行の領収書等、通院記録を証明できるもの
- ③ 補助金振込先口座の名義・番号がわかるもの
- ④ 印鑑

後期高齢者医療保険料が変更になります

後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直しを行ってまいります。平成30・31年度の保険料は次のとおりとなりました。

均等割 41,700円（前年度比370円減）

所得割 7.86%（前年度比0.48ポイント減）

賦課限度額 62万円（前年度比5万円増）

※平成30年度の後期高齢者医療保険料決定通知は7月初旬に送付します。

また、保険料軽減措置については次のとおりです。

均等割の軽減 所得に応じて、9割減・8.5割減・5割減、2割減

社会保険などの被扶養者であった方 均等割が5割軽減、所得割は引き続き賦課されません。

問 保険年金課後期高齢者医療担当 ☎25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所
市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0863

荒川 ☎54-2395



秩父市手話言語条例が

議員提案により制定され、

4月1日施行しました

秩父市手話言語条例について

「手話は言語」として、手話の理解・普及、手話を使いやすい環境づくりについて基本理念を定め、手話によるコミュニケーションを大切に、すべての人がお互いに尊重し、安心して暮らし、訪れることのできる地域社会を目指すことを目的としています。

「手話」とは

手話は日本語のような音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情などを使って思いや物の名前を視覚的に表現する言語です。ろう者等がコミュニケーションをとったり、知識を蓄え文化を作り出したりするための言葉として、大切に育まれてきました。

手話を学ぼう

耳が聞こえないことは外見からわかりづらいため、周囲の人に理解されにくいことや、日常生活のコミュニケーションで困ることがあります。

皆さんに手話を知ってもらい、



誰もが安心して暮らせる地域社会の実現にご協力をお願いします。

『手話奉仕員養成研修』

市では日常生活や非常時に、困っている方を手話で手助けしていただける手話奉仕員の養成講座を行っています。初心者も安心して学べます。詳細は障がい者福祉課へお問い合わせください。

問 障がい者福祉課 ☎27-7331

FAX 27-7336

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2116

平成30～32年度の介護保険料

基準額 (月額)		5,400円		
基準額 (年額)		64,800円		
段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)	
1	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、並びに本人および世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.40	25,920円	
2	本人および世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円を越え120万円以下の方	0.65	42,120円
3		120万円を超える方	0.70	45,360円
4	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下の方	0.85	55,080円
5 (基準額)		80万円を越える方	1.00	64,800円
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	1.15	74,520円
7		120万円以上200万円未満の方	1.25	81,000円
8		200万円以上300万円未満の方	1.58	102,380円
9		300万円以上400万円未満の方	1.60	103,680円
10		400万円以上600万円未満の方	1.80	116,640円
11		600万円以上800万円未満の方	2.10	136,080円
12		800万円以上1,000万円未満の方	2.30	149,040円
13		1,000万円以上の方	2.50	162,000円

第7期介護保険事業計画を策定し、介護サービスの見込み量が決まったことから、平成30～32年度の65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が決定しました。市の基金を活用し保険料の上昇を抑えたことにより、平成27～29年度と比較して、基準月額、基準年額、保険料率、段階数に変更は

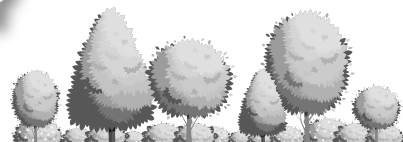
ありません。
平成30年度の介護保険料決定通知書は7月中旬に送付します。
問 高齢者介護課 ☎25-5205
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-10865
荒川 ☎54-2116

平成30～32年度の介護保険料が決定しました

森林の届け出制度をご存じですか？

森林を所有することになった方、所有されている方は、次の場合に届け出が必要となります。これは、適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握するために設けられている制度です。詳しくは森づくり課までお問い合わせください。

問 森づくり課 ☎22-2369



森林の土地の所有者となったとき

届出対象者	個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方
届出期間	森林の土地の所有者となった日から90日以内
届出事項	届出者、前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積・用途等 ※添付書類として、登記事項証明書または土地売買契約書の写し、土地の位置を示す図面が必要です。
提出先	取得した土地のある市町村に届け出をする必要があります。 秩父市内の土地を取得した場合は、市役所森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課へ提出してください。
県への届出が必要な場合	水源地域に指定されている土地(県HPで確認できます)の売買等をする場合には、30日前までに、県への届け出が必要となります。(相続の場合は不要) 問 埼玉県秩父農林振興センター 林業部 ☎25-1312

立木を伐採するとき・土地の形質の変更(林地開発)をするとき

届出対象者	森林所有者等(自己の森林であっても届出は必要です。)
届出期間	伐採を開始する日の30～90日前
届出事項	森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採期間、伐採後の造林方法等
提出先	市役所森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課
その他	平成29年4月から、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告が必要になりました。 詳しくは市役所森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課へお問い合わせください。
県への届出が必要な場合	森林で1haを超える土地の形質の変更(林地開発)をする場合、保安林内で立木の伐採や土地の形質の変更等をしようとする場合は、県の許可等が必要となります。 問 埼玉県秩父農林振興センター 林業部 ☎25-1312